

# 居宅療養指導（介護保険）について

## 居宅療養管理指導とは

要支援・要介護状態となった利用者様が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者様の居宅を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握して、療養上の管理、指導、助言等を行うことにより、利用者様の療養生活の向上を図るものです。

具体的には、（１）介護支援専門員（ケアマネージャー）に対する、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に必要な情報提供、（２）利用者様及びご家族等に対する、介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導・助言などをおこなって参ります。

## 居宅療養管理指導費（介護保険）

			1ヶ月の負担額（1割）
居宅療養管理指導費（Ⅱ）	単一建物1人	299単位（月に2回）	598円
	2～9人	287単位（月に2回）	574円
	10人以上	260単位（月に2回）	520円

- 居宅療養管理指導事業所の医師が、通院困難な要支援・要介護状態の利用者様の同意を得て、居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づく指導内容を行なった場合、月2回を限度に発生します。
- 居宅療養管理指導費は、介護保険サービスにおける利用限度額（区分支給限度額基準額）には含まれません。
- 居宅療養管理指導費は、地域区分に関係なく、「1単位 10円」で計算した金額となります。

## 「情報提供」及び「指導または助言」の方法

### 介護支援専門員（ケアマネージャー）等に対する情報提供の方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行います。サービス担当者会議への参加が困難な場合、または同会議が開催されない場合は、下記の「情報提供すべき事項」を原則として文書等（Eメール、FAX、情報共有ツール等）の交付により、居宅介護支援事業者等へ情報提供を行います。

### 情報提供する事項

- ① 基本情報（医療機関名、住所、連絡先、医師氏名、利用者様氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等）
- ② 利用者様の病状、経過等
- ③ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等利用者様の日常生活上の留意事項

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

## 1 事業者の概要

事業所名	りらホームクリニック
事業所番号	1313229184
所在地・連絡先	(住所) 東京都町田市小川4丁目16番6号 齋藤ビル2階 B号
	(電話) 042-799-4165
	(FAX) 042-799-4175
指定を受けている サービスの種類	居宅療養管理指導・訪問看護
サービス提供地域	東京都町田市 横浜市緑区、旭区、青葉区 大和市 海老名市 相模原市 川崎市周辺

## 2 事業所の概要

事業者名	りらホームクリニック
代表者名	院長 根本 隆章
所在地・連絡先	(住所) 東京都町田市小川4丁目16番6号 齋藤ビル2階 B号
	(電話) 042-799-4165
	(FAX) 042-799-4175

## 3. 事業の目的および運営方針

目的	居宅療養管理指導
運営方針	通院が困難な利用者に対して、利用者がよりよい居宅療養かを行えるように、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理を行う。さらに、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る)並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。

## 4. 従業者の勤務体制

従業者の種類	人数		通常の勤務体制
	常勤(人)	非常勤(人)	
医師	1	0	午前9時～午後5時

## 5. 診療日および診療時間

月水木金曜日 9:00-17:00 火曜日 13:30-17:00 第1,3土曜日 12:00-14:00 第2,4土曜日 9:00-11:00  
日曜日・祝祭日・年末年始等休診あり

## 6. サービスの内容と費用

### (1) サービスの内容

居宅療養管理指導又は介護予防 居宅療養管理指導(以下「居宅療 養管理指導」という)の種類	内 容
1. 医師が行う居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問 して行う 計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護 支援事業者その他の 事業者に対する居宅サービス計画の策定 等に必要な情報提供(利用者の 同意を得て行うものに限る)並 びに利用者若しくはその家族等に対する 居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および 助言を行います。

### (2) 費用

#### ア 利用料

介護保険の適応がある場合は、原則として提供された居宅療養管理指導費の1割が利用者の負担額となります。

[料金表] ※介護保険負担割合1割の場合

居宅療養管理指導の種類	利用料金(利用者自己負担(1割)分)	
1、医師が行う 居宅療養管理指導	1回あたり	単一建物居住者:1人 299円
		単一建物居住者:2人~9人 287円
		単一建物居住者:10人 260円

イ 交通費 居宅療養管理指導の提供に要する交通費は徴収していません

ウ キャンセル料 当クリニックでは利用者の方の都合によりサービスを中止した場合のキャンセル料は徴収していません

### 7. 利用料等のお支払い方法

毎月10日までに前月分の計算を行い、10日以降に前月分の請求を行い、領収書を発行します。

### 8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

・窓口責任者 根本 隆章

・ご利用時間 午前9時~午後5時(月~金)

・ご利用方法 電話 070-1347-4165

9. 利用者の方へのお願い : サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。